

手話言語法制定を求める意見書

平成 18 年 12 月の国連総会において採択された「障害者権利条約」及び平成 20 年発効の同条約第 2 条には「言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義され、手話が言語として国際的に認知された。

また、日本でも平成 23 年 8 月に障害者基本法が成立し法的に手話が「言語」として認められた。同法第 3 条には「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。また、第 22 条には国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけていることから、手話が日本語と対等な言語であることを示した。日常生活や職場、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障される社会の実現。社会に自由に参加できるように必要な施策を講じなければならない旨が規定されている。

手話は、本来、語彙や文法体系を持っている独自の「言語」であるが、我が国では長い間、聴覚に障害のある子供たちに対しての教育は口話法が用いられ、聾学校などにおいて手話が禁止されていた時期があった。

平成 5 (1993) 年に文部科学省が手話をコミュニケーション手段の一つとして認知し、教育の手段として位置づけたほか、平成 23 (2011) 年の障害者基本法の改正において手話が「言語」であることを法的に認めたところである。

しかしながら、聴覚障害者がコミュニケーション手段として手話を選び、手話によって情報を得る機会を確保するためには、手話が「言語の 1 つ」であることを広く国民に知らせていくことや自由に手話が使え社会環境の整備を推進することが不可欠である。

よって、手話が聴覚障害者にとって日常生活を営む上で大切な情報獲得とコミュニケーション手段であることを踏まえ、手話通訳者等の育成、社会資源の整備を図るとともに上記の内容を盛り込んだ「手話言語法」を早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 9 月 26 日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

厚生労働大臣 塩崎 恭久 様

兵庫県美方郡新温泉町議会議長 西村 敏弘